

社会福祉法人高梁市社会福祉協議会自立支援事業実施規程

平成 19 年 12 月 20 日
規程第 26 号
改正 平成 20 年 3 月 21 日規程第 3 号
平成 20 年 12 月 25 日規程第 28 号
平成 22 年 11 月 29 日規程第 8 号
平成 22 年 12 月 28 日規程第 9 号
平成 23 年 3 月 25 日規程第 12 号
平成 24 年 3 月 26 日規程第 8 号
平成 25 年 5 月 23 日規程第 4 号
平成 25 年 12 月 18 日規程第 11 号
平成 26 年 5 月 28 日規程第 6 号
平成 27 年 3 月 25 日規程第 3 号
平成 28 年 3 月 28 日規程第 7 号
平成 29 年 12 月 18 日規程第 15 号
平成 30 年 3 月 20 日規程第 6 号

(趣旨)

第1条 この規程は、地域住民のささえあいたすけあいにより、地域住民が住みなれた地域で安心して暮らしていける地域社会の実現のため、社会福祉法人高梁市社会福祉協議会(以下「社協」という。)の実施する自立支援事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 自立支援事業 地域福祉活動の推進を目的に実施する事業をいう。
- (2) 自主事業 社協が主体となり実施又は助成して実施する自立支援事業をいう。
- (3) 協働事業 社協と地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)の連携の下に地区社協が主催又は助成して実施する自立支援事業をいう。

(自主事業)

第3条 自主事業の種類及び実施(助成)基準は、別表第1のとおりとする。ただし、他の助成等の制度に該当する場合は、当該制度を優先する。

(協働事業)

第4条 協働事業は、別表第2のとおりとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付申請を受けようとする者は、助成金交付申請書(様式第1号)に別に定める書類を添えて社協会長(以下「会長」という。)が定める期日までに提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、助成金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地を調査し、適当であると認めるときは、速やかに助成金の交付を決定し、助成

金交付決定通知書(様式第2号)により、助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 助成金の交付決定を受けた者は、助成事業が完了したときは、助成事業実績報告書(様式第3号)を会長に報告しなければならない。助成金の交付の決定に係る会計年度が終了したときも同様とする。

(助成金の支払)

第8条 会長は、前条の規定による助成事業実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地に調査し、交付の決定の内容に適合すると認めるときは、助成金を支払うものとする。ただし、助成金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、助成金の概算払をすることができる。

(その他)

第9条 この規定の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規程第3号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規程第28号)

(施行期日)

1 この規程は、平成21年1月1日から施行する。

(特例措置)

2 この規程の施行日(以下「施行日」という。)前に貸付けを行った貸付金の利子等については、施行日以後において当該貸付けに係る変更契約を行った場合に限り、この規程による改正後の規定を適用する。

附 則(平成22年規程第8号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規程第9号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規程第12号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成 24 年規程第 8 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(敬老祝い品等贈呈事業に関する特例措置)

2 この規程の施行日以後の最初の敬老祝い品等贈呈事業の事業対象者は、別表第1の4. 敬老祝い品等贈呈事業の2. 事業の対象者の規定にかかわらず、平成23年9月21日から平成25年3月31日までに満年齢88歳に達する者とする。

附 則(平成 25 年規程第 4 号)

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規程第 11 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年規程第 6 号)

この規程は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成27年規程第3号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規程第7号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規程15号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1の10、福祉資金貸付事業の規定は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成30年規程第6号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

事業の名称	事業実施基準及び助成金交付基準等
9. 日常生活用具貸出事業	<p>1. 事業の目的 高梁市内に住所を有する虚弱高齢者等に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を貸出し、日常生活の便宜を図り、もって高齢者等の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2. 事業の対象者 用具の貸出しの対象者は、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 市内に居住し、在宅で生活している身体の虚弱な高齢者及び身体の不自由な者であって、介護保険の認定を受けていない者及び介護保険認定者の内要支援並びに要介護1の者 (2) 要介護2以上の認定者であって、旅行等により必要な者 (3) 会長が、特別の事情があると認める者</p> <p>3. 事業の内容 (1) 貸出用具の種類は、特殊ベッド、車椅子とする。 (2) 貸出期間は、3箇月以内の必要な期間とする。ただし、貸出期間満了後、引き続き貸出しを必要と認める場合は、更新することができる。</p> <p>4. 利用手続き及び利用料 (1) 用具の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書（自立様式1-9）を会長に提出するものとする。 (2) 会長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、速やかに貸付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。 (3) 利用料は無料とする。ただし、用具の借受、返却、消毒に要する経費は、貸付を受けた者（以下「借受人」という。）の負担とする。</p> <p>5. 用具の返還 借受人は、次のいずれかに該当するときは、用具を返還しなければならない。 ① 市内に居住しなくなったとき。 ② 介護保険の要介護2以上の認定を受けたとき。 ③ 入院、入所したとき。 (2) 借受人が借受品を返還しようとするときは、検査により当該借受品の貸付を受けたときと同一の状態である旨の確認を受けた後返還するものとする。</p>